

あかいわちいきかっせいかけいかく
赤磐地域活性化計画

おかやまけん
岡山県
おかやまけんあかいわし
岡山県赤磐市

平成20年2月
平成22年5月(第1回変更)
平成23年3月(第2回変更)
平成24年12月(第3回変更)

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	赤磐地域活性化計画						
都道府県名	岡山県	市町村名	赤磐市	地区名	立川・下万吉地区	計画期間	平成20年度～24年度

目 標 :
 担い手・農家・周辺住民などが一体となって、農業の振興を図り、地域の活性化により集落を維持するため、担い手の育成を図ることを目標とする。
 そのため、「立川・下万吉地区」(19.6ha)19.9haにおけるほ場整備を実施する。
 具体的な目標は、本地域内において、担い手者数を23人(H20.4)から37人(H25.4)に増やすこととする。

目標設定の考え方
地区の概要:
 赤磐市山陽地域は岡山県の東南部、赤磐市の南部に位置し、中心部から岡山市へは16km、山陽本線瀬戸駅へは3.5kmの距離にある。周囲を標高200m～300mの山に囲まれた盆地をなしており、平野部は北西から南東に向かって緩やかに傾斜し、その中央部を一級河川砂川が流れ、市街地と田園地帯が広がる。気象条件は、瀬戸内気候に属し年間平均気温15.8、年間降水量1,160mm、年間日照時間2,420時間で非常に温暖で冬季の日照に恵まれた地域であり、積雪等も少ない恵まれた地帯である。
 農業は水稻を主体とした、桃やぶどう等の果物、野菜等との複合経営に取り組んでいる。

現状と課題
 本地域は、農業従事者の高齢化、若年層の農業離れによる後継者不足、近年の農産物価格の低迷などにより、地域活力の低下が進みつつあり、今後、本地域の基幹産業の一つである農業を中心に、如何に地域の活性化を図っていくかが課題となっている。

今後の展開方向等
 ほ場整備を実施することで、区画整理及び暗渠排水により農地の汎用化を図り、水稻、豆、野菜等を栽培し農地の高度利用を計画する。また農地の利用集積・集団化を進めることで農業経営の安定を図り、持続可能な農業を確立する。こうして営農条件を整えることにより、担い手が積極的に農業に取り組むことができ、後継者の育成にもつながる。
 育成した担い手が農家と協力して、作付体系を考えたり高品質・高付加価値の作物の栽培方法を検討したりすることで、協力体制を作って農業の振興を図る。これにより、収穫した米や野菜は、自慢の地域ブランド品として、他の消費者へPRすることができる。その美味しさを求めて顧客がつけば、それがさらなる担い手の営農意欲を高めることになる。
 周辺住民が、担い手にアドバイスを受けながら、家庭菜園で採れた野菜を朝市へ出荷することができ、新たに生き甲斐を見つける事ができる。
 また、担い手を中心として、地域住民が、集落の用水路や生活道路の維持管理、寄り合いや地域の祭りを行うことで、集落機能の維持を図る。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
赤磐市	立川地区	基盤整備(区画整理)	赤磐市	有	イ	
赤磐市	下万吉地区	基盤整備(区画整理)	赤磐市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
赤磐市	立川地区・下万吉地区	農業体質強化基盤整備事業	赤磐市	平成24年度 換地処分

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

赤磐市山陽地域(岡山県赤磐市)	区域面積	2,790ha
区域設定の考え方		
<p>法第3条第1号関係： 区域面積は、2,790ha(山陽地域全域面積 - 山陽地域市街化区域の面積 - 山陽地域用途地域の面積)のうち、農林地面積がしめる割合は、71.8%((2005農林業センサス 農山村地域調査結果概要:林地面積 + 耕地面積) ÷ 区域面積)である。 また、第1次産業就業者が全体の8%(岡山統計年報 平成19年版:市町村、産業3部門、男女別 15歳以上就業者数 第1次産業 / 総数)を占めている。 以上のことから、農業が地域の重要な産業である区域である。</p>		
<p>法第3条第2号関係： 人口は増加(国勢調査 H12:24,604人 H17:24,989人 1.56%増)しているが、農業者人口の著しい減少(2005年農林業センサス 総農家の世帯員数 H12:3,837人 H17:3,359人 12.46%減)が見られ、また、農林漁業者の高齢化(同統計 自営農業に従事した世帯員数(農業従事者数)(販売農家)70歳以上の割合 H12:24.23% H17:28.67%)が進み、農業後継者の育成が困難になってきている。 こうした現状から、ほ場整備を実施し中型農業機械導入による作業性向上を図ることで、農業生産に対する意欲のさらなる増進を図り、農業を中心とした活力ある地域づくりを推進する。</p>		
<p>法第3条第3号関係： 当該地域の人口、人口密度、農地の状況などから、既に市街地を形成している区域は含んでいない。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(イ、ロ、ハ)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

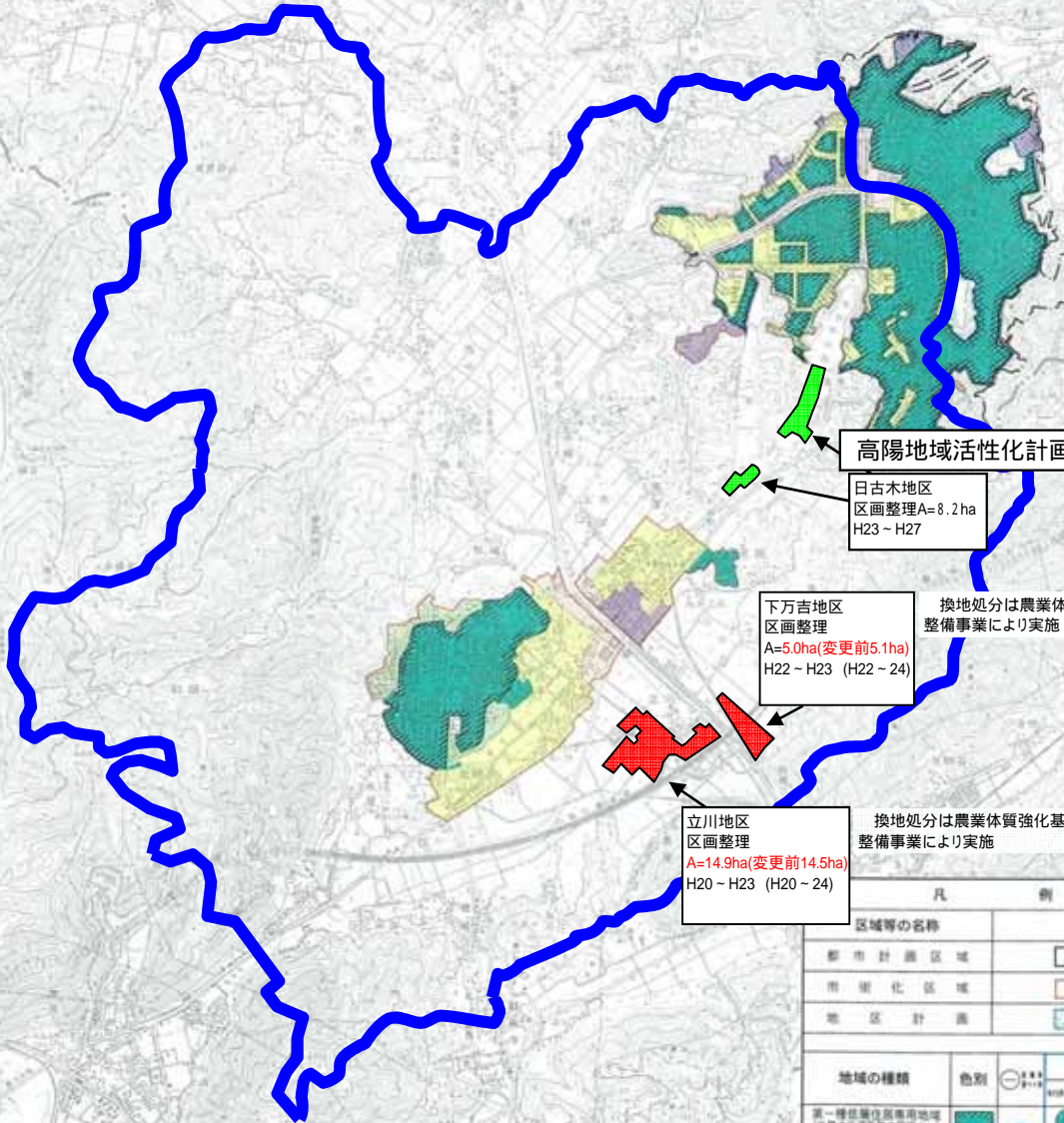
5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
<div style="margin-left: 20px;">設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)</div>		
<div style="margin-left: 20px;">設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)</div>		
<div style="margin-left: 20px;">設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)</div>		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
<div style="margin-left: 20px;">農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)</div>		
<div style="margin-left: 20px;">その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)</div>		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画期間が終了した時点で、岡山県と赤磐市が「認定農業者確保推進基礎台帳」により確認する。

赤磐地域活性化区域図



高陽地域活性化計画実施事業
日古木地区
区画整理A=8.2ha
H23～H27

下方吉地区
区画整理
A=5.0ha(変更前5.1ha)
H22～H23 (H22～24)

換地処分は農業体質強化基盤
整備事業により実施

立川地区
区画整理
A=14.9ha(変更前14.5ha)
H20～H23 (H20～24)

換地処分は農業体質強化基盤
整備事業により実施

凡 例	
活性化計 画区域	—
受益地	■

凡 例		記 号	
都市計画区域	[]	都市計画区域	[]
市街化区域	[]	市街化区域	[]
地区計画	[]	地区計画	[]
地域の種類	色別	地区計画内	
第一種住居地域(用途の決定距離1m)	■	第一種住居地域	第一種住居地域
第一種住居専用地域	■	第一種住居専用地域	第一種住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	■	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種住居地域	■	第二種住居地域	第二種住居地域
近隣商業地域	■	近隣商業地域	近隣商業地域
準工業地域	■	準工業地域	準工業地域

備考
外壁の最高
層高は1m(道路
は前道路幅
員により
1～2m)
用途用途の
制限有り

農山漁村活性化対策整備交付対象事業別概要

あかいわちいき
赤磐地域

計 画 主 体 名	計 画 期 間
おかやまけん (代表)岡山県 あかいわし 赤磐市	H20～H24

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
岡山県備前県民局農林水産事業部	086-233-9830	086-233-9064	bizen-norin@oref.okayama.lg.jp
赤磐市産業振興部農林課	086-955-6174		nourin@city.akaiwa.lg.jp
赤磐市建設事業部建設課	086-955-1487	086-955-6860	kouchi@city.akaiwa.lg.jp

事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保	(19.6ha) 19.9ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保 (ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により 条件整備され機能が確保された農地の面積 (ha) = 19.9ha (変更前19.6ha)
<p>事業活用活性化計画目標の設定根拠</p> <p>農業従事者の高齢化や若年層の農業離れ・後継者不足等による地域活力の低下を解決するためには、小規模で不整形なほ場の整備や用排水施設の改修等により、生産性を向上させ農業経営の安定を図ることが不可欠である。そこで、「立川地区」におけるほ場整備の受益面積である農地14.9ha（変更前14.5ha）、「下万吉地区」におけるほ場整備の受益面積である農地5.0ha（変更前5.1ha）において、定住等の促進に資する農業用排水施設の機能を確保することを目標として設定している。</p>		

(交付対象事業別概要)

活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び定量的目標との関連性
区画整理	立川地区	狭小で不整形な耕地の区画整理	区画整理 (A = 14.5ha) A = 14.9ha	(H20～H24) H20～H23	赤磐市	(200,000) 155,000	(100,000) 77,500	1/2	(100,000) 77,500	老朽化や地形的な条件による効率性の低い農業生産基盤について、ほ場整備を実施し汎用化による農地の高度利用及び中型農業機械の導入による作業性向上を図ることで、農業生産に対する意欲のさらなる増進を図ることにより、農業者人口を維持し、定住者の確保を図る。
区画整理	下万吉地区	狭小で不整形な耕地の区画整理	区画整理 (A = 5.1ha) A = 5.0ha	(H22～H24) H22～H23	赤磐市	(80,000) 81,120	(40,000) 40,560	1/2	(40,000) 40,560	老朽化や地形的な条件による効率性の低い農業生産基盤について、ほ場整備を実施し汎用化による農地の高度利用及び中型農業機械の導入による作業性向上を図ることで、農業生産に対する意欲のさらなる増進を図ることにより、農業者人口を維持し、定住者の確保を図る。
合 計						(280,000) 236,120	(140,000) 118,060		(140,000) 118,060	

(参考様式2)

農山漁村活性化対策整備事前点検シート

計画主体名	岡山県 赤磐市		
計画期間 実施期間	平成20年～24年 (平成20年～24年) 平成20年～23年	総事業費(交付金)	(200,000千円(100,000千円)) 立川 155,000千円(77,500千円) (80,000千円(40,000千円)) 下万吉 81,120千円(40,560千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		本地域において農業は重要な産業であり、発展を促すことで定住の促進を図ることを目標としており法及び基本方針に適合している。この事業の中で定住等の促進に資する「農業経営の安定」及び「農業用排水施設等の機能確保」を目標に設置しており、法及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		赤磐市総合計画(H18.3)、赤磐農業振興地域整備計画(H19.12)及び岡山県農業農村整備管理計画に位置づけられており、土地改良事業計画との連携・配慮・調和等が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		事業説明会を開催しており、関係者の合意形成は十分図られている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか		事業説明会を開催しており、女性の意見を幅広く聞く機会を設けている。
事業の推進体制は確立されているか		赤磐市が中心となり、各地区に設立しているほ場整備事業推進協議会と連携を図りながら事業を実施できる体制が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		区画整理の実施により、農業者の経営の安定を図り、定住の促進を図る事を目標としており、目標と事業内容の整合が取れている。また、農業用排水施設等の定住型の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保を事業活用活性化計画目標としており、事業内容との整合は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か		計画期間は5年間であり、適切である。事業実施期間

		についても、事業規模を考慮すると4年必要であり、工期設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×国費率）の範囲内か		年度別事業実施計画で確認しており、範囲内である。 （280,000） （140,000） （事業費236,120千円×50%＝118,060千円）

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		今回、新規に取り組む事業であり、他事業から切り替えて実施するものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（以下「交付要綱」という。）別紙35に定める基準を満たしているか		
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		用排水路（コンクリート）17年（構築物・農林業・コンクリート・その他） 舗装道路（アスファルト）10年（構築物・舗装道路・アスファルト） 道路・耕地40年（構築物・土造・その他）
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）		土地改良事業費用対効果分析指針に基づき算定しており、適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		立川 1.11 下万吉 1.23(変更前1.07)
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか		事業実施主体は赤磐市であり、事業内容は実施要領の別表事業メニューのうち、区画整理、要件類別7の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		赤磐市が事業主体であり、個人に対する交付及び目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		

地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか		施設等を交付の対象としていない。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。		施設等を交付の対象としていない。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		施設等を交付の対象としていない。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		施設等を交付の対象としていない。
施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか		地元説明会には女性地権者も参加しており、意見を聞く機会を設けている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		土地改良事業積算基準に基づき積算しており、過大な積算となっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか		設計基準等に基づきコスト低減を行っている。また、地区内土砂流用による切盛土を行うことにより、運搬コストの低減を図る。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)		附属施設を交付の対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)		備品を交付の対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		施設等を交付の対象としていない。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		受益者の同意をとっている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙35に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか		宿泊機能を備えた施設を交付の対象としていない。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記の第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか		施設等を交付の対象としていない。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか		施設等を交付の対象としていない。

地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか		施設等を交付の対象としていない。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか		施設等を交付の対象としていない。
1年を通して運営される施設であり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。		施設等を交付の対象としていない。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか		施設等を交付の対象としていない。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		適正な資金調達計画が策定されている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か		事業実施主体である赤磐市の基準に基づき、適切に行っている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）		赤磐市法定外公共物管理条例及び赤磐市法定外公共物管理条例施工規則に基づき、適正に管理を行う。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか		施設等を交付の対象としていない。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		他の事業との合体施行は行っていない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）		